

条例見直し調書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例				
条 例 番 号	昭和 25 年神奈川県条例第 69 号	法 規 集	第 15 編第 5 章第 1 節		
所 管 室 課	警察本部警備部警備課				
条 例 の 概 要	集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集団行動」という。）に関し、公共の安全を保持するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、集団行動に関し、公共の安全を保持するため、許可の申請等必要な事項を定めたものであり、毎年一定件数の集団行動があることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例により、集団行動は公共の安全と秩序の維持が保たれた状態で行われており、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	許可の申請は、主催者が集団行動を行う日時の72時間前までに行うこととしており、また、公安委員会は集団行動を行う日時の24時間前までに主催者に許可に係る交付をすることとしているなど時間的制約を定め、効率的な運用がなされている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「公共の安全の保持」を目的としており、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、集団行動に関し、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、県民の権利を不当に侵害しないよう解釈規定を設けるなどしており、合理的な範囲であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			